

令和 5 年 第 1 回

# 大崎町議会臨時会会議録

令和 5 年 5 月 1 日

大 崎 町 議 会

令和5年第1回大崎町議会臨時会

会 期

令和5年5月1日（月）

1日間

月 日	曜 日	本会議	委員会	摘 要
5月1日	月	第1日		会 期 の 決 定  議案等上程審議

## 令和5年第1回大崎町議会臨時会会議録目次

### 第1号（5月1日）（月）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 神崎文男君	5
4. 日程第1 仮議席の指定	6
5. 日程第2 選挙第1号 議長選挙	6
6. 休 憩	8
7. 追加日程第1 議席の指定	8
8. 追加日程第2 会議録署名議員の指名	9
9. 追加日程第3 会期の決定	9
10. 追加日程第4 選挙第2号 副議長選挙	9
11. 追加日程第5 議席の変更について	10
12. 休 憩	10
13. 追加日程第6 選任第1号 常任委員会委員の選任	11
14. 休 憩	11
15. 追加日程第7 辞任第1号 常任委員会委員の辞任	11
16. 休 憩	12
17. 休 憩	12
18. 追加日程第8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任	12
19. 休 憩	13
20. 追加日程第9 選任第3号 広報広聴常任委員会委員の選任	13
21. 休 憩	14
22. 追加日程第10 選挙第3号 曾於南部厚生事務組合議会議員選挙	14
23. 追加日程第11 選挙第4号 曾於地区介護保険組合議会議員選挙	15
24. 追加日程第12 選挙第5号 大隅曾於地区消防組合議会議員選挙	16
25. 追加日程第13 選挙第6号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会 議員選挙	16
26. 休 憩	17
27. 東町長あいさつ	17
28. 追加日程第14 同意第2号 監査委員の選任について	18
29. 東町長提案理由説明	18
30. 追加日程第15 議案第22号 令和5年度大崎町一般会計補正予算	

	(第2号) .....	19
	東町長提案理由説明 .....	19
	上橋総務課長 .....	20
31.	追加日程第16 議案第23号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結に ついて .....	21
	東町長提案理由説明 .....	21
	上橋総務課長 .....	21
	中山美幸君 .....	22
	東町長 .....	22
	上橋総務課長 .....	22
	中山美幸君 .....	23
	上橋総務課長 .....	23
	中山美幸君 .....	23
	上橋総務課長 .....	23
32.	追加日程第17 議員派遣の件 .....	24
33.	閉 会 .....	24

第 1 号

5 月 1 日 (月)

# 令和5年第1回大崎町議会臨時会会議録（第1号）

令和5年5月1日  
午前10時00分開会  
於 会 議 議 場

## 1. 議事日程

開 会

開 議

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 議長の選挙

(第1号の追加1)

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名（1番, 2番）

日程第 3 会期の決定

日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙

日程第 5 議席の変更について

日程第 6 選任第1号 常任委員会委員の選任

日程第 7 辞任第1号 常任委員会委員の辞任

日程第 8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任

日程第 9 選任第3号 広報広聴常任委員会委員の選任

日程第10 選挙第3号 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙

日程第11 選挙第4号 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

日程第12 選挙第5号 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

日程第13 選挙第6号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

日程第14 同意第2号 監査委員の選任について

日程第15 議案第22号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第23号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について

日程第17 議員派遣の件

閉 会

## 2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 藤 田 香 澄

7番 神 崎 文 男

2番 草 原 正 和

8番 宮 本 昭 一

3番 岡 元 修 一

9番 吉 原 信 雄

4番 平 田 慎 一  
5番 児 玉 孝 徳  
6番 稲 留 光 晴

10番 中 山 美 幸  
11番 中 倉 広 文  
12番 富 重 幸 博

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘  
副 町 長 千 歳 史 郎  
教 育 長 穂 園 正 幸  
総 務 課 長兼 上 橋 孝 幸  
企画政策課長  
保健福祉課長 岩 元 貴 幸

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 宮 本 修 一  
調 査 係 長 松 元 幸 紀  
議 事 係 長 上 床 就 路  
庶 務 係 主 幹 隈 本 紀 代 美

開会 午前10時00分

-----○-----

○事務局長（宮本修一君） 事務局長の宮本です。本臨時会は、一般選挙後、最初の議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員中、宮本昭一議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

宮本昭一議員、議長席にお着きください。

[宮本昭一君 着席]

○臨時議長（宮本昭一君） 皆さん、おはようございます。ただいま紹介されました宮本昭一でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

ただいまより、令和5年第1回大崎町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議に先立ち、本年4月に御逝去されました故諸木悦朗議員に弔意を表するため、8番、神崎文男君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○8番（神崎文男君） 追悼演説。

ただいま議長から御報告がありましたとおり、同僚議員の故諸木悦朗議員は、大崎町議会議員選挙に5期目を目指し立候補されましたが、告示後の選挙期間中に65歳の若さで亡くなりました。余りにも突然のことで、議員一同、本当に信じられない気持ちでございます。

本日の議会には、在りし日のお元気な諸木悦朗さんのお姿をもう見ることはできません。長年にわたって数々の御功績を残されて、さらにこれからの御活躍が期待されていた矢先、尊敬する同僚議員を失い、誠に痛惜の念に堪えません。本日、ここに、令和5年第1回臨時会の開会に当たり、議会の皆様の御同意をいただき、厳粛なこの議事堂におきまして、生前の諸木悦朗さんの優れた御功績を偲びつつ、同期の議員として謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

諸木悦朗さんは、昭和32年9月25日、諸木家の次男として生を受けられ、近畿大学商経学部を卒業後、株式会社マコト商事に入社され、菓子食品総合商社として関西を仕事の場とし、日本の成長期を支えてこられました。そして、家族にありましては、親族共々仲良く支え合いながら幸せな生活を営まれておられたことと存じます。また、地域におきましては、自治公民館長や大丸公民館の役員をされるなど、志を常に社会公共に置き、広く地域社会のため、文字どおり日々粉骨砕身努力されたことは多くの人々が等しく認めるところでございます。平成19年、衆望を担って大崎町議会議員に当選され、以来、4期16年の長きにわたり大崎町議会議

員として町政発展と住民福祉の向上に大きく貢献されました。また、交通安全協会大崎支部に所属され、地域の交通安全活動に積極的に取り組まれるとともに、地元の水利組合の役員や共同墓地の管理などを一手に引き受けてこられるなど、外柔内剛の面を備え、常に人のために活動する人でありました。

しかし、これからまだまだやりたいこともありましたでしょうし、道半ばの出来事であり、誠に残念であったことと思います。いつも元気な笑顔で忙しく立ち振る舞われてこられた諸木悦朗さんのお姿は、二度と見ることはできません。誠に惜別の情を禁じ得ないところでございます。特に親族の悲しみはいかばかりかとお察し申し上げ、お慰みする言葉もございません。

本日、ここに議員各位と共に諸木悦朗さんの生前の御功績を讃え、在りし日の姿を偲びつつ、ひたすら御霊の御冥福と御遺族の御多幸を心からお祈りいたしまして追悼の言葉といたします。

令和5年5月1日。大崎町議会議員、神崎文男。

○臨時議長（宮本昭一君） ここで、故諸木悦朗議員の御冥福をお祈りし、謹んで哀悼の意を表し、1分間の黙禱を捧げます。

全員起立願います。黙禱。

[黙禱]

○臨時議長（宮本昭一君） 黙禱を終わります。

御着席願います。

-----○-----

#### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（宮本昭一君） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

-----○-----

#### 日程第2 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（宮本昭一君） 日程第2、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

5番、富重幸博君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました5番、富重幸博君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（宮本昭一君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5番、富重幸博君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました5番、富重幸博君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

富重幸博君、議長就任の挨拶をお願いいたします。

○新議長（富重幸博君） 議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今日の時代は、昭和22年から24年生まれの団塊世代が後期高齢者の仲間入りとなり、いよいよ本格的な少子高齢社会に入った年ということになります。

さて、我が国における高齢化の特徴としては、高齢者の高齢化、独り暮らしの高齢者、女性高齢者、低年金・無年金の高齢者が上げられます。中でも社会に即影響しそうな課題として、高齢化した高齢者、独り暮らしの高齢者への対策が必要となってまいります。

一方、少子化対策の課題としては、引き続く合計特殊出生率の低下、出産・育児・子育て支援策の拡充強化が必要となってまいります。私はいつも手元に、南日本新聞社が2018年4月7日に発行しました紙上で、2045年推計の記事で「鹿児島県で7市町村で人口半減」という記事を持っております。これによると、我が大崎町においては、2015年時点での人口1万3,241人、高齢化率36%が、2045年では人口6,872人、高齢化率45.8%、人口減少率48.1%という研究結果が国立社会保障・人口問題研究所から発表されたという記事の内容でございます。これは、かなりショッキングな数値であります。実際に2010年と2020年の国勢調査の結果を見ても、人口で1,830人減少し、ゼロから14歳の年少人口では10年間で244人減少、15歳から64歳の生産年齢人口では1,888人減で、これに反して65歳以上の老年人口は295人の増加であります。最近の出生者数を見ると、2017年の96人から2020年まで、

それぞれ75人から71人、また60人と、減少の一途をたどっております。

相対的な人口減少傾向を踏まえながら、我が町においても、これら年少人口世代、生産年齢人口世代、老年人口世代ごとの人口構成のバランスを大きく損なうことのないような形で、持続可能なまちづくりのための適切な施策の充実が必要であります。

具体的には、少子化対策として、女性の出産しやすい環境づくり、子育て支援策などの一層の充実が喫緊の課題であり、生産年齢人口世代にあっては、今後、あらゆる産業分野での人手不足が顕著になってくることから、技術の継承者不足につながり、国や地方における活力低下につながっていく恐れがあります。国においては、事業実習生から移住までつながる新たな政策準備をしていくことから、今後、状況が刻々と変わっていくことも想定されます。

一方、地方議会は、多様性に欠けているとの指摘がありますが、今回、我が町の議会議員の選挙において新人3人の当選者のうち、女性お一人が仲間入りをされたことは大変喜ばしいことでもあります。県内においても、8市町村において、15人女性議員候補者の中から13人の当選者が発表されたことは、皆様方も御承知のとおりであります。女性議員が今後、次々に誕生することにより、我が町においても新たな人材参加機会が増えて政策提案の多様性がアップし、議会の活性化が図られていくことに大きな期待が寄せられております。このような機会を捉え、皆様方と共に研鑽を重ね、車の両輪に例えられる執行部と議会との兼ね合いにおいて議長としての役割を果たしながら、町民全体の福祉の向上を共に目指し、微力ながら精一杯貢献していくことをお誓い申し上げ、就任の御挨拶といたします。

○臨時議長（宮本昭一君） これをもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。

富重議長、議長席にお着き願います。

ここで暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き再開いたします。

これからの日程は、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおりとします。

-----○-----

#### 追加日程第1 議席の指定

○議長（富重幸博君） 日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によりお手元に配付しました議席表のとおり指定します。

-----○-----

#### 追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、藤田香澄君、2番、草原正和君を指名いたします。

-----○-----

#### 追加日程第3 会期の決定

○議長（富重幸博君） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。

本臨時会の会期は、お手元に配布してある日程案のとおり、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

-----○-----

#### 追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（富重幸博君） 日程第4、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。10番、中倉広文君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました中倉広文君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10番、中倉広文君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました10番、中倉広文君が議長におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。中倉広文君、副議長の挨拶をお願いいたします。

○副議長（中倉広文君） ただいま副議長に御指名いただきました。皆様の御同意に心から感謝を申し上げます。

私の目指すところは、大きく捉えますと、大崎町住民の福祉向上と本町のさらなる発展であり、同僚議員の皆様も全く同じ目的で日々御尽力されていることと思います。そして、私が申し添えることではありませんが、町長以下、執行部の皆さんも、その目的は同じであります。同じ目的に向かって、よりよい道筋を見いだすために、それぞれの立場から様々な知恵を出し合い、合意形成を図り、結果として現在の住民サービスにつながっているところであります。

そういった過程において、私が心にとめていることは、当然のことではありますが、大局的な視点で常に物事を判断するということです。このことを心にとめて、今回、議会議長の補佐役としても、その職責をしっかりと果たしてまいります。これからも、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、私の就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

-----○-----

#### 追加日程第5 議席の変更について

○議長（富重幸博君） 日程第5「議席の変更」を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。児玉孝徳君を5番に、稲留光晴君を6番に、神崎文男君を7番に、宮本昭一君を8番に、吉原信雄君を9番に、中山美幸君を10番に、中倉広文君を11番に、富重幸博を12番に、それぞれ変更いたします。

ここで、移動のために暫時休憩いたします。

[議席移動]

-----○-----

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 再開いたします。

-----○-----

#### 追加日程第6 選任第1号 常任委員会委員の選任

○議長（富重幸博君） 日程第6、選任第1号「常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により藤田香澄君、草原正和君、岡元修一君、児玉孝徳君、神崎文男君、中山美幸君、以上6名を総務厚生常任委員会委員に、平田慎一君、稲留光晴君、宮本昭一君、吉原信雄君、中倉広文君、富重幸博、以上6名を文教経済常任委員会委員に、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の委員長及び副委員長はそれぞれの常任委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を決めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより各常任委員会ごとに委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会開催の場所を次のとおり定めます。総務厚生常任委員会は委員会室、文教経済常任委員会は議員控え室と定めます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時28分

再開 午前10時32分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定をした旨、通知を受けましたので、お知らせいたします。

総務厚生常任委員会委員長に神崎文男君、副委員長に草原正和君、文教経済常任委員会委員長に平田慎一君、副委員長に吉原信雄君がそれぞれ選任されました。

-----○-----

#### 追加日程第7 辞任第1号 常任委員会委員の辞任

○議長（富重幸博君） 日程第7、辞任第1号「常任委員会委員の辞任」についてを議題といたします。

本案は、私の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります。よって、副議長が議長職を代行することになりますので、副議長、議長席にお着き願います。

ここで、交代のため暫時休憩をいたします。

[議長 富重幸博君 除斥]

[副議長 中倉広文君 着席]

-----○-----

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

-----○-----

○副議長（中倉広文君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、お諮りいたします。

文教経済常任委員会委員、富重幸博君の常任委員会委員の辞任許可を議題といたします。

総務厚生常任委員会委員、富重幸博君から議長の職務を行う都合上、常任委員会委員の辞任願が出ております。議会運営上やむを得ないものと認め、許可いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中倉広文君） 異議なしと認めます。

よって、富重幸博君の文教経済常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

[議長席交代]

-----○-----

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任

○議長（富重幸博君） 日程第8、選任第2号「議会運営委員会委員の選任」について

を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により藤田香澄君、草原正和君、平田慎一君、中山美幸君、中倉広文君、以上5名の諸君を議会運営委員会委員に指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長は議会運営委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を委員会室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に、中山美幸君、副委員長に、藤田香澄君が選任されました。

-----○-----

### 追加日程第9 選任第3号 広報広聴常任委員会委員の選任

○議長（富重幸博君） 日程第9、選任第3号「広報広聴常任委員会委員の選任」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

広報広聴常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により草原正和君、岡元修一君、平田慎一君、吉原信雄君、中山美幸君、中倉広文君、以上6名の諸君を広報広聴常任委員会委員に指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を広報広聴常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長は広報広聴常任委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長の互選を委員会室でさせていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、広報広聴常任委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に、吉原信雄君、副委員長に、岡元修一君が選任されました。

-----○-----

#### 追加日程第10 選挙第3号 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙

○議長（富重幸博君） 日程第10、選挙第3号、これより「曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

1番、藤田香澄君、及び12番、富重幸博を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました1番、藤田香澄君、及び12番、富重幸博を曾於南部厚生事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番、藤田香澄君、及び12番、富重幸博が曾於南部厚生事務組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました1番、藤田香澄君、及び12番、富重幸博一が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

-----○-----

#### 追加日程第11 選挙第4号 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

○議長（富重幸博君） 日程第11、選挙第4号、これより「曾於地区介護保険組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

6番、稲留光晴君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました6番、稲留光晴君を曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6番、稲留光晴君が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました6番、稲留光晴君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

-----○-----

#### 追加日程第12 選挙第5号 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（富重幸博君） 日程第12、選挙第5号、これより「大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

2番、草原正和君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました2番、草原正和君を大隅曾於地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2番、草原正和君が大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2番、草原正和君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

-----○-----

#### 追加日程第13 選挙第6号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（富重幸博君） 日程第13、選挙第6号、これより「曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

3番、岡元修一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました3番、岡元修一君を曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3番、岡元修一君が曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された3番、岡元修一君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

ここで、町執行部の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（富重幸博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで町長の挨拶をいただきます。

○町長（東 靖弘君） おはようございます。

議員各位におかれましては、去る4月23日に執行されました大崎町議会議員選挙におきまして、見事当選を果たされました。心からお祝い申し上げますとともに、今後4年間、町議会において、町民の負託に応えられ、町民の福祉向上と町政発展に御尽力賜りますよう御期待申し上げます。また、先ほどは厳正なる選挙の結

果、富重幸博議長、中倉広文副議長が選出され、新しい議会運営の体制が発足され、今後は富重議長を中心とした円滑な議会運営がなされるものと思っております。

さて、国内で新型コロナウイルス感染者が確認されて以来、感染が爆発的に拡大し、その後、拡大、縮小を繰り返し、コロナ禍といわれる状況が長期間にわたり続いておりますが、これに加えてロシアのウクライナ侵攻や円安等の影響もあり、各種エネルギー価格を含めた物価高騰も先行きが不安定な状況が続いております。

こういった状況を踏まえて、本町においては町議会の皆様型の御理解と御協力のもと、国・県と連携した施策や町独自の施策で対応してまいりましたが、今後も臨機応変な対応に心がけたいと思っております。

また、近年は異常気象の影響等により自然災害が激甚化、多様化、頻発化してきております。町民の皆様の安心・安全を確保する観点から、防災・減災への取組をさらに進めることが肝要であると感じております。このほかにも、住民に身近な自治体として多様化するニーズに対処しながら、少子高齢化への対応や農林水産業、商工業、教育、スポーツの振興など、様々な課題の解決に向け職員と共に全力で取り組み、議会の皆様方のお力添えをいただきながら、大崎町の発展と町民が幸せで安心して安全に暮らすことができるまちづくりに向け努めてまいりますので、議員各位の一層の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。ありがとうございました。

-----○-----

#### 追加日程第14 同意第2号 監査委員の選任について

○議長（富重幸博君） 日程第14、同意第2号「監査委員の選任について」を議題といたします。

ここで、宮本昭一君にお願いを申し上げます。本案は宮本昭一君個人に係る案件でございますので除斥の対象になります。よって、退場をお願いします。

[宮本昭一君 退場]

○議長（富重幸博君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。同意第2号「監査委員の選任について」でございます。

本案は、宮本昭一氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏の住所は、大崎町益丸1413番地1であり、昭和21年2月26日生まれの77歳でございます。氏は、平成19年5月1日から現在まで大崎町議会議員として町政発展のために御活躍され、人望も厚く、人格識見ともに高く、監査委員とし

て適任と思慮されますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

同意第2号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

それでは、除斥者を入場させてください。

〔宮本昭一君 入場〕

—————○—————

#### 追加日程第15 議案第22号 令和5年度大崎町一般会計補正予算（第2号）

○議長（富重幸博君） 日程第15、議案第22号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ761万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億7,708万9,000円にするものでございます。内容につきましては、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正予算は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金に係る関連経費でございます。

まず、歳出から御説明いたしますので、予算書の7ページをお願いいたします。款3民生費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費、節1報酬22万9,000円、及び節4共済費3万5,000円は、会計年度任用職員に係る人件費でございます。節8旅費3,000円は、会計年度任用職員の通勤手当でございます。節10需用費13万2,000円は、コピー用紙等の消耗品費でございます。節11役務費2万円は、郵送に係る通信運搬費と口座振替手数料でございます。節18負担金、補助及び交付金720万円は、子育て世帯生活支援特別給付金でございます。支給対象者は、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯で、対象児童144名分を見込んでおります。

歳出の最後に予備費を載せてございますが、これは財源の調整でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金761万8,000円は、給付金支給に係る新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業費交付金720万円と、事務費に係る交付金41万8,000円でございます。

以上で説明を終わりますが、8ページ以降に給与費明細書を添付してございますので御参照ください。よろしくをお願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第22号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号「令和5年度大崎町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 追加日程第16 議案第23号 水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について

○議長（富重幸博君） 日程第16、議案第23号「水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、水槽付消防ポンプ自動車購入契約に関するものでございます。

現在、中央分団に配備されております水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴いまして、令和5年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、水槽付消防ポンプ自動車1台を購入するものであります。

この購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明いたします。

本案につきましては、4月11日に物品会議で入札者等資格者推薦委員会を開催いたしまして、県内で業務実績があり入札参加資格のある業者、4社を選定いたしました。その後、4月25日に入札を執行し、入札の結果、株式会社鹿児島消防防災が落札し、同日仮契約を締結いたしました。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に添って御説明いたします。

契約の目的は、水槽付消防ポンプ自動車の購入でございます。

契約の内容は、水槽付消防ポンプ自動車1台。二輪駆動オートマチック、主ポンプはA1級でございます。

契約の金額は、4,576万円でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の相手方は、鹿児島市南林寺町16番6号、株式会社鹿児島消防防災、代表取締役種子田浩市でございます。

なお、2枚目に、参考資料として入札執行調書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（富重幸博君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸君） 以前の持留、それから大丸の消防団の車両購入に当たって、見積もりの方法について私は異論を申し上げたところではありますが、そういったところは今回対応されたかどうか。

そしてまた、その折、特に大丸分団の消防車購入に当たっては、団員の方々といろんな議論を重ねということをお答えされておまして、その折、町長もそういったことには十分注意しながら入札を行うという発言が残っておりますが、今回のこの入札において、中央分団との協議がなされたと思っておりますが、その内容の中で、今回の消防車購入に当たって、団員から求められたもので削除したものがあつたのかどうか、まずお答えください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えしたいと思います。

以前から、中山議員についてはこの件についていろいろと御指摘をいただいているところでございます。最初に、予算計上するに当たっての見積もりでございますけれども、見積もりについては、これまで本町で事業実績がある会社等々から見積もりをいただいて、それを参考に予算計上しているところでございます。

それから、中央分団との協議ですけれども、団長をはじめ、何回か協議をさせていただいたところでございます。基本的には、中央分団が希望する消防車両、それから特殊機装等々、盛り込んだ形で見積もりを作成しているところでございますけれども、その中で、中央分団が要望された中で、見積もりの中で削除したものがあつたかどうかという御質問でございましたけれども、そこについては私のほうが把握していないところでございますので、その点については後ほど回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

○10番（中山美幸君） 前回の質問の中でも、私はいろんな部分で総務課長の答弁の中で十分に団体と協議をしましたという答弁をいただいておりますね。そうであれば、今回の購入に当たっても十分に議論されたと思うんですが、出された要望について、どういったものを削除したのかということは現時点でわかっていないとおかしいんじゃないのかなと私は思っているんですが。後もって報告しますというのは若干、私はそこには疑義があります。なぜ、はっきりとした答弁ができないのか。もし、少しでも記憶に残っているのであればお答えをいただきたいというふうに考えます。

○総務課長（上橋孝幸君） 中央分団からの一番要望が大きかったのは、電動式の昇降照明装置、それから泡消火装置自動混合システムを是非付けていただきたいというところが一番大きかったかなというふうに私のほうでは記憶しております。

そのほか、まだ要望もあったかと思えますけれども、細かいことについては私のほうが把握していないところもございますので、先ほど、分団からの要望があったにもかかわらず、こちらのほうで削除をしたということは私のほうは把握をしてないところでございます。十分な答弁になっておりませんが、申し訳ございません。

○10番（中山美幸君） 今、課長のほうで答弁がありました泡消火器について、中央分団からは、その分については2種類、確かあったと思いますが。その部分について、中央分団がお願いした部分について、分団の意向を取り入れたかどうか、お答えください。

○総務課長（上橋孝幸君） 泡消火装置自動混合システムにつきましては、分団の要望を踏まえて仕様書に記入していると私のほうは認識しております。仕様書のほうでは、自動で混合水をつくりだして流量や圧力にも自動で対応できるものというふうになっているところでございます。

以上です。

○議長（富重幸博君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富重幸博君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第23号「水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号「水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

#### 追加日程第17 議員派遣の件

○議長（富重幸博君） 日程第17「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（富重幸博君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本臨時会の全日程を終了いたしましたので、令和5年第1回大崎町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前11時11分